

令和元年10月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年10月18日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 10月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年10月18日(金) 午前9時30分～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 44人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 | |

農地利用最適化推進委員 29人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 26. 古川 正人 |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 18. 籾岡 正一 | 27. 近藤 秀行 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 28. 誥石 泰弘 |
| 4. 大西 亘 | 12. 寒川 弘 | 20. 宮本 政信 | 29. 滝 壽義 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 13. 尾松 英二 | 21. 津郷 憲一 | 30. 鎌田 光男 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | |
| 7. 内田 久夫 | 15. 山地 正詞 | 24. 小林 繁 | |
| 8. 多田 輝美 | 16. 岡原 徹 | 25. 株屋根 明 | |

欠席委員 2人

農業委員 1人

6. 鈴木 茂昌

農地利用最適化推進委員 1人

23. 入屋 岩義

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹

事務局次長 小西 裕幸

主査 中山 弘美

主査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

その他の出席者

香川県農業会議 事務局長 近藤 弥

議事日程

農政に関する議題

1. 農地利用最適化の具体的な推進について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 全国農業新聞購読促進状況について
3. その他

土地に関する議題

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第63号 非農地証明願について

議案第64号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

報告

報告第20号 許可申請の取下願について

{令和元年10月丸亀市農業委員会定例総会議事録} 午前9時30分 開会

●事務局長（長法秀樹君） 皆さん、おはようございます。ご案内の時間が来ました。それでは開会に先立ちまして、本日お配りしています資料の確認をいたします。まず、総会の次第（裏面：定例農家相談開催結果と次回日程）、それと、全国農業新聞関係の、春に、お配りしていますが、全国農業新聞のパンフレット、緑色のものと折ったもの、椅子の上に布製のカバンを置いていますが、中にタオルとスポンジ、ハンドクリームを入れております。また後で説明いたしますが、全国農業新聞加入促進の際に、活用いただけたらと考えております。それと、全国農業図書普及推進図書のパンフレット、ご覧になっていただいて、関心・興味のあるものがありましたら、事務局を通じてでも結構ですし、直接申し込みいただいても結構です。あと、該当者だけになりますけれども、農業委員会の視察研修資料を置いてあります。最後に、皆さんにお配りしました、農地等の利用最適化の推進強化の取組ということで、ホッチキス止めしたもの、後ほど、香川県農業会議の近藤局長より説明していただく予定にしております。不足するものがありましたら、お申し出てください。よろしいでしょうか。それでは、恒例の活動記録簿の確認です。本日の総会出席等、記入してください。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください。ただ今から、令和元年10月定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします

●会長（松岡繁君） あらためまして、おはようございます。9月が終わりまして、もう10月18日になりました。秋冬野菜の植付け、また、麦蒔きの準備などで非常にお忙しいところですが、10月の総会に出席をいただきまして、どうもありがとうございます。かねてより、いろいろ話しておりますが、12月から行おうとしております、耕作者全員に対するアンケート調査、いわゆる農地等利用最適化推進に係る取組の中のひとつですが、それにつきまして、今日はお忙しい中、高松から香川県農業会議の近藤事務局長さんにおいていただきまして、その必要性、さらには、県内また、全国の状況等もいろいろ幅広い情報を持っております。そのお話をお聞きするというようにしております。近藤局長、どうもありがとうございます。そういうことで、研修の時間も必要ですので、早速、議事に入ります。

本日出席の委員ですが、15名でして、在任委員の過半数が出席されていますので、総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。本日の議事録署名委員は15番委員の大林孝行さんと16番委員の宮岡さんをお願いします。それでは農政に関する議題に入ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは、総会次第をご覧ください。農政に関する議題といたしまして、1番「農地利用最適化の具体的な推進について」、報告といたしまして「定例農家相談会の開催結果について」、「全国農業新聞購読の促進状況について」を提案しております。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農地利用最適化の具体的な推進について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。農業委員会の重要な業務として、農地利用の最適化推進があります。そちらの具体的な取り組みにつきましては、香川の農地利用最適化推進運動ということで方向づけられ、それ最も基づいて、さまざまな活動をしてきました。新たな計画・運動の中で取り組みをさらに強化していくということで、今回、香川県農業会議から近藤局長をお招きして、その活動を進めていく意義、その方法について、お話しをいただいて、今後の活動に活用したいと考えております。それでは、近藤局長、よろしく願いいたします。

●香川県農業会議（近藤弥君） あらためて、おはようございます。香川県農業会議の近藤と申します。日ごろは農業委員会、農業会議、さらには全国農業会議所などの農業委員会系統組織ですが、発足以来から、土地と人対策に取り組んできたところです。こういった中で、丸亀市農業委員会におかれましては、松岡会長はじめ農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん方に、さまざまな面でご活動されておりますことを、厚くお礼を申し上げます。それでは時間の限りもありますので、早速ですが、本題について説明をいたします。横書きの資料で先ほどお配りしました。「農地等の利用の最適化の推進強化の取り組みについて」です。本日はなぜ農地利用の最適化の活動を皆さん方にお願ひしなければならないのかという点が一つ目です。なぜしなければいけないのかということです。それとまた、二つ目にどのようにしてやっていこうとしているのか、やるのかという点。2つをポイントに説明したいと思っております。まず、1ページめくっていただきまして、農業構造と書いてますが、いわゆる土地と人です。特に農業におきましては、生産に欠かすことのできない農地がありますし、また、その農地を活用していくという人々、いわゆる農業者の方々です。まず、この大きな柱となっております、人と農地ですが、どういう状況にあるのかということです。これが、なぜというところに入るかと思ひます。従来から申し上げておりますが、昭和26年に農業委員会が発足したわけですが、こういった中におきまして、その当時と農地利用の最適化は取り組んでくださいという、必須業務になった、平成28年に新しい体制、改正農業委員会法が施行されまして、新しい体制に進み始めたときです。どういう状況かといいますと、ここに書いてあるとおりです。昭和26年当時は国内に600万ヘクタールの農地があつて、農業者も1400万強の方々がありました。これが、平成28年になりますと、農地は、450万ヘクタール、150万ヘクタール減りましたが、一方で、かなり大きなスピードで、農業者の方々が192万人という数字になっています。あくまでも数字上ですが、農業委員・農地利用最適化推進員の皆さんにおかれましても、集落、また現場で、実感されていると思ひます。言わんとするところは、農地の面積の減る割合に対して、農業者が減る割合が数段に大きいということですから、そういった中でその農地を

きちっと使っていこうということを考えていきますと、やはり、一人当たりの規模を拡大していくということが重要になるわけです。昔のような規模で進めていきますと当然、農地が余ります。余ってきますと、その農地は次第に荒れていきます。使う人がいないので、荒れてきます。荒れていきまして、さらに雑木が生え、山林原野化へ進んでいきます。こういった状況が今現に起きています。少し詳細な資料としまして、その下側に香川県内の農家・農業者の動向というのがあります。近年で、平成7年と平成27年を比較しています。まず販売農家数を見ますと、おおよそ半減しています。平成7年と平成27年の20年間で、県内の販売農家数は半減しています。65歳以上の方々におきましては、1.6倍に増えています。一方で、日頃、農業で生活をされている基幹的農業従事者、専ら農業が自分の仕事だという方々ですが、減っています。言わんとするところは、農業者が減る中で、高齢化が進んでいるという数字が出てくるということです。ちなみに、県内の基幹的農業従事者、日ごろから農業で生活をされておられる方々の平均年齢は、70.4歳になっております。全国はたしか67歳ぐらいだと思いますから、全国よりは進んでおるということです。平均年齢についてです。今、仕事に行きますと、定年が60歳で、65歳ぐらいまで仕事ができるというところですが、そういった中におきまして、まだまだ70歳、お元気ではありますが、非常に高齢化が進んでいます。一方で、農地の状況につきましては、国が目指すところは、令和5年度までに国内の農地の8割を担い手に集めるということを国が大きな課題として進めております。8割を担い手にということでもあります。そうしますと、香川県内では農地機構があるわけです。果たして、国内の農地の8割を集積することが目的なのかと、いうことになりますと、決して私はそうではないと思っております。あくまでも、やりたい方がいれば、その方々に農地を使っていただくということが大事ではありますが、8割集積しろと言われても、集積する相手がない、借りてくれる人がいない、受ける人がいないという状況になりますと、この農地は集積8割を目指さなければいけないのかもしれませんが、現実問題としては非常に厳しいということです。なので、それはあくまでも8割というのが目的ではない。農地をきちっと使っていこうとする手段として、数字を掲げたものと私はおもっております。ちなみに、集積率がもう現在出ております。全国、香川県、北海道とありますが、国全体としては、8割を目指しておるわけでありまして。今は全国で集積率は56.2%です。なので、あと25%弱、5年間の間に担い手に集めるということです。活動を強化してほしいということで進んでいます。香川県は28.5%です。香川県だけが28.5%ということで非常に小さい、全国の半分ぐらいになりますということではなくて、中四国管内、似たり寄つたりの数字になっています。北海道は91%になっております。その農地の91%がすでに担い手に集積されておる。担い手の方々が耕作しているということでもあります。自作地、借入地すべて含めて担い手たる方々が北海道の農地の91%を利用しているという状況にあるわけでありまして。北海道の集積面積が100万ヘクタール強になります。それで、全国の集積面積が250

万ヘクタール弱です。おおよそ全国の集積面積の50%弱を北海道が集積をしている。北海道が集積率を大きくカバーしているという状況にあるということです。続きまして、一方で荒廃農地です。農業委員、推進委員の皆さんは、この暑い時期に、農地パトロールをされて、農地の利用状況を確認されたと思います。その荒廃農地ではありますが、その表のとおりであります。全国では、全農地の6%ぐらいが荒廃農地であります。荒廃農地もご案内のとおりA分類とB分類という分類をしています。いわゆる簡単に解消できる農地と、もうすでに山林原野になっているB分類に分けて判断されていると思います。その合計が全国は6%、香川県は18.6%であります。割合でいうと、全国の3倍が香川県の農地が荒れている状況にあるということです。1枚めくってください。2ページ、3ページであります。2ページが香川県ということで書いております。3ページが丸亀市です。2ページが香川県であります。国立研究開発法人農業食料産業技術総合研究機構、国立農研機構というところがありまして、見通しとして、出している資料です。香川県を見ますと、農林業センサスでいろいろなことを想定して、この表、グラフができております。2005年、2010年、2015年、2020年、2025年となっております。2015年ということは平成27年であります。2020年、2025年となっております。まず見方としまして、大事なのは、棒グラフではなくて、折れ線グラフがずうっと横に入っていると思います。これは折れ線グラフになっているのが供給農地です。貸したい、売りたい農地です。2015年は過ぎ去ってますから、実数で書いてます。2020年はこれからなので、予測となっております。これを見ますと、農家数は棒グラフで減っていますが、一方でこの供給農地については、折れ線グラフで表されております。ちょっと申し上げますと、2020年のところを見ますと、1万3000ヘクタールぐらいです。県内の農地の1万3000ヘクタールが貸したい農地です。さらに5年後になりますと1万8000ヘクタール程度になります。5000ヘクタール増えるということです。農業者の引退、それと減少等に伴って、貸したい、供給したいという農地が、これだけ増えてくるということです。2ページが香川県で、3ページが丸亀市での状況でございます。これもきちんとしたデータから予測して積み上げてますので、比較的正確なものとならせてください。3ページの丸亀市を見ますと、2025年のところで棒グラフが1700ヘクタールぐらいになっています。丸亀市内の農地のうち1700ヘクタールは貸したい、売りたい供給農地です。この1700ヘクタールは供給したい農地として、今後見込まれるということです。このままの状態にしておくと、先ほど申し上げましたように、当然、借りる人、その農地を使いたいという農業者がいないと、その農地は宙に浮いていきます。そうすると、どうなっていくかということをも想定しますと、所有者が自分で耕作する間は耕作できます。耕作もなかなか難しくなってくると、せめて周りに悪い影響を周りに与えないように、管理だけしますという状況に入ってきます。でその次の段階は、なかなか管理も難しくなる。荒らしたくないけれど、もう放置するしかない。こういう状況になってきます。1年、2年、3年と経っていけば、

木が生えてきます。そういう状況が正確なデータから予測がされて、国立の農研機構というところが、出しているということです。過去からの現状、さらに現状から未来を見たときに、非常に難しい状況にあります。こういったことで、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん方で何とかこの状況を変える、もしくは、変える努力をしていこうということです。1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページのところです。平成28年から農地利用の最適化と言われてきてます。農業委員会は農地の番人と言われておりまして、特に、農地を農地として動かす、農地を農地以外のものに転用するという場合に、必ず農業委員会の受付、審議等が必要になっております。そういったことで、きちっと農地を動かせたり、農地の転用ができたりしていくということになるわけですが、そうした業務と同じ位置づけで、農地利用の最適化の推進ができ上がっております。言わんとするところは、4ページに農地等の利用の最適化の推進というのがあります。よく言われているのが、担い手へ農地の集積・集約化しましょう、遊休農地の発生防止を解消しましょう、新しく農業へやりたいという方々のお世話をしましょう、呼び込んできましょう、ということです。これは農業委員会法の第6条第2項に書かれております。しかし、この3つをやってくださいと書かれておりません。

「など」という表現が書かれています。あくまでも、例示であります。農地利用の最適化の推進は、法律の末尾に、農地等の利用の効率化および高度化の促進と書かれております。ここで1点申し上げたいのは、この3つができなくても、別のやり方で農地を利用し続けていくことを農業委員会、特に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん方に、お忙しいと思いますが、汗をかいていただきたいということです。続きまして、どのようにして進めていくのかというのが5ページのところです。ここについては、具体的に、香川県内の17市町農業委員会626名の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんでどのように活動していこうかということを決めたということです。これが、取組の具体的内容を定めたものを、運動として前向きにとらえてやっていこうということが5ページです。続きまして、1枚めくっていただきまして、6ページ、7ページです。何をやるのかということここから入っていきたいと思います。まず、6ページにありますが、現状、これからの予測を見まして、問題は農業者が誰も年をとりますが、高齢化して引退が進んでいく中であって、農地の借受け手がなかなか見つからないことが問題になります。したがって、皆様におかれまして、私は平成8年に農業会議に入りましたが、入った当時は、誰か貸してくれる人がいないかというのを、よく聞きました。その時は、貸し手がない、まだ自分らでできるという人が当然多いわけです。貸し手がないから、どうするかということで、対策を考えていかないということもあったわけです。その内に、無料でもいいから、借りてほしいということに変わっていきます。要するに、賃借料、昔でいう小作料がもう要らないということなので、自分で耕作できなくなったから、借りてくれないかということに大きく状況は変わってまいりました。最近、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん方で、誰か借りてく

れないかというお問い合わせが結構あるかと思いますが、そのときに一方の、借りてくれる人を探していくというときに、簡単に、借ります、という人がいるかということでもあります。他の市町の農業委員、農地利用最適化推進員の皆さん方とお話をしますが、借りてくれる人がいないということです。なかなか見つからないようです。あの人へお願いしようと思っても、もうこれ以上はできないと言われるということです。それが何件も続くと言うのです。そうして、結局は、農業委員、農地利用最適化推進委員をしている間は借りるということ、やむを得ず、やっておられ方々もいらっしゃるということを知りました。結局、そういう状況に陥っているということです。これは私が言うより、皆さんの方が十分ご承知だと思います。そうした中であって、これから、借り手がいない、少なくなってる状況で、いかにして農地を活用できるのかということに取り組んでいかなければならないと思っております。6ページにありますように、3つのステップがあると思っております。まず、やり方として、農地を今、耕作されている方について耕作されてる方はさらに規模を拡大したいのか、借りたいのか、現状でいきたいのか、規模を縮小していきたいのか、選択肢は3つだと思います。この中のどれに当たるのかということを知りたいと思っております。そのうえで、ステップ2ということで、地区内での将来像ということで書いております。地区内の農地で、いつごろまで、どの程度利用できるかということでもあります。例えば、これまでの調査は、規模拡大、現状維持、規模縮小の3つのうちのどれですか、ということで丸をつけていただいて、回収してくるということでありました。統計資料として使おうのであれば、それで構わないと思っておりますが、さらに、農地をどのように利用し続けていくかということ、例えば、現状維持の方も1年間は現状維持、3年間ぐらいは現状維持、5年間ぐらいは現状維持、現状維持の期間をはっきりと把握しないと手が打てないということになります。したがって、そういったことで、どの程度、現状維持をしたいのか、という詳細なものが必要になってきます。そうしたものを把握して、地域内で農業委員会事務局も大変ですが、地図に落として、この農地は1年間大丈夫、この農地は3年間大丈夫、この農地は即座に貸したいとおっしゃっている、と色分けをする。それから、どうするか検討していく必要があります。答えを申し上げますと、いろいろな検討をしないとイケないと思っております。例えば、丸亀市でも一生懸命されている集落営農でみんなで作るという方法もありますし、簡単に話しがまとまらないじゃないか、というと、行政、農業団体、JAと連携しながら、第三セクターまで検討していくとか、さまざまな検討をしなければいけないと思っております。それでも方法が無い。こうなると、私はやむを得ない手段として、仕方ないと言うしかないというに思っております。そこまで、危機的な状況に近々陥る可能性が往々にしてあるということです。これが6ページです。続きまして、7ページであります。具体的に、きちっと耕作者の方々の細かいところまでの気持ちを把握するというのが、まず今後の農地利用の総点検を行いますということが1つです。それと、もう個人対個人で動かそうとしても動かせるような現

状にはありません。借りてくれる人が簡単に見つからないということでもありますから、これはですね。集落で、どのようにやっていくかという相談をしていただく。集落の合意づくりを取り組むことが重要だと思っておるところです。この2つにつきましては、全国に1703の農業委員会がありますが、全国の取り組みとして、もう既に取り組みが始まっております。香川県だけが、この2つをやろうということではありません。取り組む柱は、この2つということです。全国では決まっております。ただ、やり方は各都道府県に任されています。1枚めくっていただきまして、8ページです。ここにありますように、先ほど申し上げました農地の総点検をやりますというのが①です。今後の農地利用の意向、調査を行いますということです。冒頭、松岡会長がご挨拶で申し上げました点です。これで、香川県版として、どのようにしてやっていこうかということですが、まず、調査対象は、すべての耕作者です。なぜかといいますと、真ん中にあります。虫食的な把握ではということを書いてありますが、全てを対象にしないと、絞り込みでやるということをやりますと、そこはできても、あとが全然できないということに陥っていきます。したがって、すべての耕作者を対象にしていくということです。耕作者であって、所有者ではありません。農地を所有されてる方を調査しても、もう既に農地の所有をしています、全部貸しておるといわれる場合が結構あるかと思えます。家庭菜園の農地ぐらいだけ残して、あと全部貸している。集落営農もそうでしょうが、全部貸している。この貸している方に、今後、農地をどうしますかと、聞いても、貸し続けたい、という回答になります。それよりも大事なものは、いま耕作している方です。自分の所有している農地のみ、もしくは所有者の農地と借りている農地を合わせて耕作している耕作者の方々の意向を把握するということです。続きまして、調査の方法として、戸別訪問による聞き取り調査をお願いしたいということで県内では進めております。二人三脚と書いてありますが、想像しておりますのは、農業委員の皆さん方と農地利用最適化推進委員の皆さん方のペアをつくっていただいて戸別訪問で聞き取りをお願いしたいということです。これは手間もかかりますし、もう皆さん方も非常にお忙しいと思います。従来ですと、郵送して届けて、返信用封筒で郵送して回収する、これは、調査をやったということには変わらないんですが、正確なものなのかというと、ちょっと疑問があります。私も、郵送で送られてきて、返信用封筒が入っている調査が来ますと、この程度かと思って、記入して、送り返すということです。これは、調査をしたようで調査になっていないと思っております、手間もかけてでも、できるだけ直接、聞いていくという、皆さん方には非常に、お忙しいなか、手間をかけていただくこととなります。ご理解たまわりたい点です。続きまして、調査様式は下側にあります。調査様式のところで、9ページ縦置きです。これが、実際の聞き取り用の調査の様式です。できるだけ、細かい点も知りたいところありますが、省ける所は、省くということで、省いております。それで9ページの農地利用の意向に関するアンケートであります。まず、調査員のお名前、農業委員のお名前、農地利用最適化推進

員のお名前、調査対象となる主たる経営者、耕作者のお名前、ここからが調査に入っていきます、調査対象となる経営者以外に日頃、一緒に農業されてる方は、農地を耕作されている方はどなたですかということ、もちろん配偶者、父、母、子、孫ということなのかと思います。その方の今後の見通しも知りたいので、年齢を枠で一定の間隔でご記入いただきたいと思います。年齢等の欄ということで①で50歳未満、②で50から60歳ということにしています。下に振っていただけたらということですが、もう1つは、その他というのがあります。その他というのは、集落営農法人等で法人経営等でされてる方々のについては従業員の数をこちらの方へ入れていただきたいという趣旨です。続きまして2の後継者はいますか、もしその方が引退しなれば引退されますから、誰でも引退しますので、引退されたときに後継者がいますかという問いしております。それと、後継者がいますか、いれれば右にあります、「有」、なければ、「無」ということです。ありということで、丸がつけば、本人耕作者との続柄、またその後継者がどちらにおいでるか、後継者の状態です。既に一緒に農業をやっています、いつでもできる状態です、定年後やる見込みがあるというのを聞いていただいて、最後にいつごろ、その後継者に任せたいと思っているのか、という目途をここに書いていただくということです。続きまして、3の農地の利用をどのように考えていますかですが、拡大したい、現状維持、縮小したいであります。特に先ほど申し上げましたように、現状維持でも、いつまで現状維持したいのかということが問題なわけでありまして、縮小もどこまで縮小を考えておられるのかということが問題になってくるわけです。もう既に、あの方に貸して、あの法人が借りてくれるという約束をとっているんだという場合であれば、あるかないかが、4の、「有」、「無」です。それと5が耕作地を団地化したいですか、農地を規模拡大している担い手の方々も、農地が分散していると思いますが、これをできるだけ集めるということをしてほしいですかという問いもあります。それと最後に、アンケート調査結果についてということでありまして、この調査結果は農業委員会の中だけではなくて、当然、市の農林関係部局、JA、土地改良区等々、関係するところへ提供してきます。その同意をいただけたら、ここにチェックを入れてくださいということでありまして、これは口頭で説明して、同意をいただけたら、チェックを入れるということでありまして、ここも信頼関係でいくということですが、続きまして、10ページです。これは裏側の2ページ目になっておるところです。ここは、農業委員会とか農業関係部局で何か一緒に聞き取りしたいということがあれば追加いただきたいものでありますし、また、その時に、農業委員、農地利用最適化推進員の皆さん方が一定の方々でなくて、全部に行くわけですから、いろんな方々とお話をしていくようになると思います。そうした場合にいろいろな話も出てくると思います。いろいろなご意見があらうかと思いますが、そういったことをメモをしていただくということです。本体は9ページ、1枚のところということになるかと思いますが、続きまして、11ページ横置きであります。ここが農地の現状維持、規模縮小をしたいと言われる方々は、特に規模縮小したいと

言われる方々であります。これについては、どの農地を縮小したいのかという詳細調査を行うということでもあります。この準備で、すべて白枠のところは、農業委員会事務局で準備をしていただくようになります。お願いをしております。準備ができましたら、調査票を持って行って、それぞれの農地について耕作予定年数のところに1年間は耕作する、3年後までは耕作するが、それから貸したいとか、いつまで、それぞれの農地を貸したいか、耕作するのかということ。最後にその農地は基盤整備をしてなくても、四角い農地、条里制の四角い農地になってるのかどうかということをお示しをいただくことです。以上が調査でございます。12ページをご覧ください。調査をした後の、もう一つの柱の集落の話し合いであります。こちらにつきましては、12ページは集落の話し合い、香川県農業経営課ということで入れております。ここにありますように、ある地区推進チームというのがあります。関係団体の担当者の会であります。ここで、いつごろどの集落に行くということを決めていくようになっております。こういったときには、農業委員、農地利用最適化推進員、地元の方々にお声がかかろうかと思っておりますので、ご多忙とは思いますが、一緒に取り組んでいただけたらと思っております。続きまして、最後15ページです。こちらについては、最初にお話をさせていただいたところのポンチ絵的にさせていただいておるところです。これまでは、貸したいと言われれば、借りてくれる人は何とか見つかったということであったと思っております。今は、そういう状況にないということでもありますから、このまま放置しますと、最悪は遊休農地になって、山林・原野化していくということでもありますから、地域で考えていくしかないのだろうと思っております。いずれにいたしましても、最初に申しあげましたように、難しい状況にあります。しかしなんとかして活動していくのは農業委員、農地利用最適化推進員皆さん方でないとは、誰もしません。したがって、ぜひ、ご苦労と思っておりますが、ご理解をいただいてご協力をお願いします。どうもありがとうございました。

●事務局長（長法秀樹君） 近藤局長、ありがとうございました。せつかくの機会ですので、委員の皆様からは何かお聞きになりたいことはありませんか。どうぞ。

●農地利用最適化推進委員（岡原徹君） 推進委員の岡原と申します。1点、気になる事があります。訪問活動の時間帯というのは、例えば、昼間は当然、大丈夫だとして、夜間の訪問というのは、どう、考えていますか。

●事務局長（長法秀樹君） アンケートの時間帯は、基本的には相手の方がいらっしゃらないといけなくて、農作業をされておる方につきましては、農作業の時間帯というのはなかなか難しいと思っております。昼間に農作業をされている方については、夜間に訪問することになります。しかし、あまり遅い時間は難しいと思っております。農業者によって、生活のサイクルが違うので何時までとは言いきれないのですが、常識の範囲で判断してください。相手の方を訪問したときの状況でご判断いただくしかないのかなと思っております。

●農地利用最適化推進委員（岡原徹君） それでは、時間制限は、何時までというのは、規定はないということですか。夜の9時や10時に、訪問してもいいのでしょうか。

●事務局長（長法秀樹君） 今も申しましたとおり、その方の生活のリズムをあると思いますので、訪問できる時間というのは限られてしまうかと思います。あまり夜遅くになるようであれば、逆に朝7時30分とか8時ぐらいに少し早目に訪問する方がいいと思います。場合によっては、雨で、外で作業ができない日に訪問していただくのもいいかもしれません。基本は昼間に訪問していただいて、日程がとれない場合は朝早い時間とか日没からあまり時間がたたないうちに訪問していただけたらと思います。

●農地利用最適化推進委員（岡原徹君） わかりました。ありがとうございます。

●事務局長（長法秀樹君） 補足で、丸亀市農業委員会の考え方をお話します。このアンケートについては、先月に少しお話ししましたが、この調査を基に地図化する予定です。農地ごとに、何年か耕作できるかというものを地図化することを考えております。その地図をつくるのが、農林水産課が地図をつくって、それを基に、各地区で話し合いを持っていただく。そういう段取りで進めていって、地区内で農地をどのように活用していくかという話し合いをしていただく。農業委員さん、農地利用最適化推進員さんに積極的に関わっていただいて、その話し合いをまとめた、人・農地プランというのをつくっていただきます。本日はアンケートの必要性、その活用の目的について、近藤局長よりお話をいただいたということで、具体的な進め方につきましては、来月の総会でも説明いたします。皆様の意見等もいただいた中で、方法については検討してまいりたいと考えております。一旦、近藤局長のお話を締めたいと思います。どうもありがとうございました。近藤局長は、ここで退席します。お礼の意味を込めまして、拍手をお願いします。

このアンケート用紙につきましては、別紙の、一覧表を整理する関係で、電算の方に依頼しております。

11月総会で配布できるように整理を考えております。11月総会には間に合うように作成します。開始を12月1日からアンケートの訪問を開始していただきたいという予定で準備を進めております。11月の総会で調査票の方はでき上がる予定です。

●会長（松岡繁君） 長時間にわたってお疲れ様でございます。それで今、この調査、大変ですので、少しでも農業委員、推進委員の負担も軽減できたらという意味で、先日、岡田と栗熊では集落の代表者、農政推進員が寄りまして、今回、こういう調査をすることになりましたと報告し、なぜそういうことをやるかという背景も含めて意見交換をしました。また、農政推進員に調査の折にはご協力をお願いしますという話もしました。そういうことで、各地区におかれましても、それをやったらいいなというところは日にちと場所を決めて事務局へお話していただければ、運営の方はこちらでやります。ご活用いただけたらと思います。公表についてですが、一応、これを地図化してその次の段階に、農林水産課が各地区でその地図に基づいて、座

談会をするということです。どうするかという意見交換をするというようなことです。そのときの会に耐えるような調査内容、調査結果にさせていただきたいと思っております。それでは次に進めます。その他につきまして、何かありますか。特に無いようです。次に、報告連絡事項に移ります。定例農家相談会の開催結果について報告をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） それでは総会次第の裏面をご覧ください。10月の農家相談開催結果についてご報告いたします。飯山市民総合センター開催分は9月27日金曜日、大林孝行委員さんで、市役所本庁開催分は10月7日月曜日、尾野委員さんで、綾歌市民総合センター開催分が10月10日木曜日、松岡会長さんで、それぞれ午前9時から正午まで行いました。今回はいずれの会場でも相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は10月28日月曜日、村山副会長さんで、市役所本庁開催分は11月5日火曜日、石井委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は11月11日月曜日平池委員さんで、それぞれ午前9時から正午までとなっています。「農家相談の手引」をお持ちの上、ご出席ください。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） そのほかに、ありませんか。

●事務局長（長法秀樹君） 2の全国農業新聞購読促進状況についてです。春にも、全国農業新聞加入促進ということでお話をしております。また全国農業会議所から農業新聞の推進をお願いしたいというお話です。丸亀市農業委員会の農業委員さん、推進委員さんの皆さんには、もう既に購読していただいております。委員さんだけにとどまっておりますは、部数が少ないです。また、いろいろな施策について、広く農業者に知っていただきたいと、一人でも多くの農業者に、この農業新聞を広めていただきたいと思います。全国農業会議所から機会を設けて、お知らせしていただきたいというお話がありました。つきましては、今回、わずかではありますが、ご苦勞をいただく委員さんに粗品のようになりますが、カバンにハンドクリーム、タオル、スポンジ等資材を配布しております。それらを活用して、お話しできる農業者の方がいらっしゃったら、お話しして、また、こういう人の所に行きましたということをご報告いただきたいと思います。そこまでできないというのが、正直なところではあると思いますけれども、もし機会がありましたら、今回サンプルとして、最新の新聞もいただいております。一緒に渡していただけたら、ご理解いただけると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 報告事項が終わりました。皆さんから、ご質問等はありませんか。

●事務局長（長法秀樹君） 出席者の方になりますけれども委員視察研修を実施します。そちらを挟み込んだ中に、注意事項がありますので、よく読んでおいてください。集合時間とか、昼食代の当日集金とかについて、注意事項を書いておりますので、ご覧になっていただいて、時間に遅れることなく、ご参加いただき

ますようお願いいたします。都合で欠席になるような場合がありましたら、また事務局にご連絡ください。

●会長（松岡繁君） それでは農地に関する議題に移りたいと思います。それでは議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。座って説明いたします。事前送付しました議案の1ページをお開きください。本日配布資料の位置図と一緒にご審議、よろしくお願いいたします。

1番、飯野町東分・・・合計面積736.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、垂水町・・・面積530.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番、土器町西四丁目・・・面積492.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などによりすべてを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止条項に該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。ただ今の説明に対しご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第58号「農地法第3条第1項の許可申請」3件について許可することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」3件は原案のとおり許可することに決定いたします。次に、議案第59号「農地法第4条第1項の規定によ

る許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 2ページをお開きください。議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、金倉町・・・合計面積881.60㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は昭和54年頃に、申請者の父親が駐車場を造成し、現在も利用していますが、今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、中津町・・・合計面積743.56㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地の・・・は平成元年頃に居宅を増築し、・・・は平成14年頃に水路の付け替えに伴い国有財産の寄付・払い下げをした際に一部農地が残ってしまったことに気づかず、現在も宅地として利用しており、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、城東町二丁目・・・合計面積598.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は、49年前から自宅の敷地として現在まで利用していましたが、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

4番、飯山町東小川・・・合計面積341.58㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は平成10年頃に造成し、宅地の一部として現在まで利用していましたが、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上4件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被

害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですか。無いようでございますので、採決をいたします。議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」4件について、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」4件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は12件です。

1番、今津町・・・合計面積3,084.76㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅10棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、津森町・・・合計面積601.29㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、申請人の父が40年くらい前から一部を駐車場として転用して利用しており、今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、住宅地として利用するものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、津森町・・・合計面積1,311.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲4区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

4番、金倉町・・・合計面積2,608.29㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権贈与を行い、・・・の駐車場用地として造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、中津町・・・合計面積2,561.40㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、車両置場の造成整備を図るものです。申請者は・・・業をしており、敷地の一部に住宅建築の予定があり、その代用地と事業拡大に備え、新しい車両置場として購入を考えているものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

6番、中府町三丁目・・・面積1,028.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

7番、塩屋町三丁目・・・面積978.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

8番、綾歌町栗熊西・・・合計面積9,830.05㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、店舗1棟の建築整備を図るものです。店舗は・・・を中心とする・・・で、建物は平屋建て約3,000㎡で、雨水は側溝、汚水は公共下水へ放流します。申請地は国道、県道、宅地等に接続しており、農地の分散のおそれは無いものと考えます。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯山町東小川・・・合計面積2,581.15㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、店舗1棟、倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯山町川原・・・合計面積3,679.31㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、進入路の造成整備を図るものです。現在、申請地の西側で・・・を行っており、事業地への道路の幅員が狭く、大型車両の通行が困難であるため、当申請地を借りて一時的に進入路として利用する計画です。事業完了後は果樹園として利用することの誓約書の提出があります。申請地は農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和元年12月1日から令和4年11月30日まで3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

11番、飯山町東坂元・・・面積1,232.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

12番、飯山町東坂元・・・合計2,029.51㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、昭和58年頃から公衆用道路として既に利用されており、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き公衆用道路として利用するものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上12件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適切であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」12件について

●会長（松岡繁君） 許可相当にすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」12件は許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 6ページをお開きください。議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第61号は、6ページから30ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数100件、筆数298筆、面積266,513.49㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議いただけますよう、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） はい、ありがとうございます。特に、ご異議も無いようでありますので、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたし

ます。次に、議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 31ページをお開きください。議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。議案第62号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は31ページから42ページに記載のとおりです。119筆の機構から認定農業者への貸し付けであります。配分計画案としては、要件を満たすものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として異議の無い旨、回答します。次に、議案第63号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 43ページをお開きください。議案第63号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、広島町釜の越・・・面積525.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上に渡り耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）特に無いようでありますので、議案第63号「非農地証明願」1件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。続いて、議案第64号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 44ページをお開きください。議案第64号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町栗熊西・・・面積366.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当初、店舗移転を考慮し、申請地で自販機設置等での営業継続を計画し、平成12年10月20日付で農地法第5条の許可を受けた案件ですが、業績低迷で移転計画が無くなり、本件事業の実施も無くなりました。今回株式会社・・・が権利を承継し、5条申請を行い、自販機設置置場、倉庫の建築を行うため、

変更申請を提出されました。本申請は、5条申請の第8号で報告しております。ご審議、よろしくお願い致します。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第64号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第20号「許可後の取下願について」を事務局から報告をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 45ページをお開きください。報告第20号「許可後の取下願について」です。報告は2件です。

1番、田村町・・・合計面積1,858.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年11月の第74号議案で、店舗1棟及び分譲住宅4棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条第1項の規定による許可を受けていましたが、転用計画の変更のため、令和元年10月2日付けで取下の申請を行うものです。

2番、田村町・・・面積960.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年6月の第38号議案で、貸店舗1棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条第1項の規定による許可を受けていましたが、転用計画の変更のため、令和元年10月2日付けで取下の申請を行うものです。

以上、報告第20号を報告いたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございます。それでは報告事項を終わります。以上で、10月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れさまでございました。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。事務局から連絡事項です。まず来月の定例農業委員会の開催日程です。11月20日水曜日午前9時半から、この会場で行います。次に現地調査についてです。農地転用の締切が11月5日となっております。したがって現地調査は7日の木曜日に行う予定です。関係委員さん6日に、ご連絡をいたしますので、予定を空けておいてください。本日、提出をお願いしてありました、農業施設等の係るアンケート調査、農業委員さんをお願いしてありましたが、お持ちの方は、事務局に提出してください。それでは長時間のご審議お疲れ様でした。以上で総会は終了いたします。

（10時50分終了）